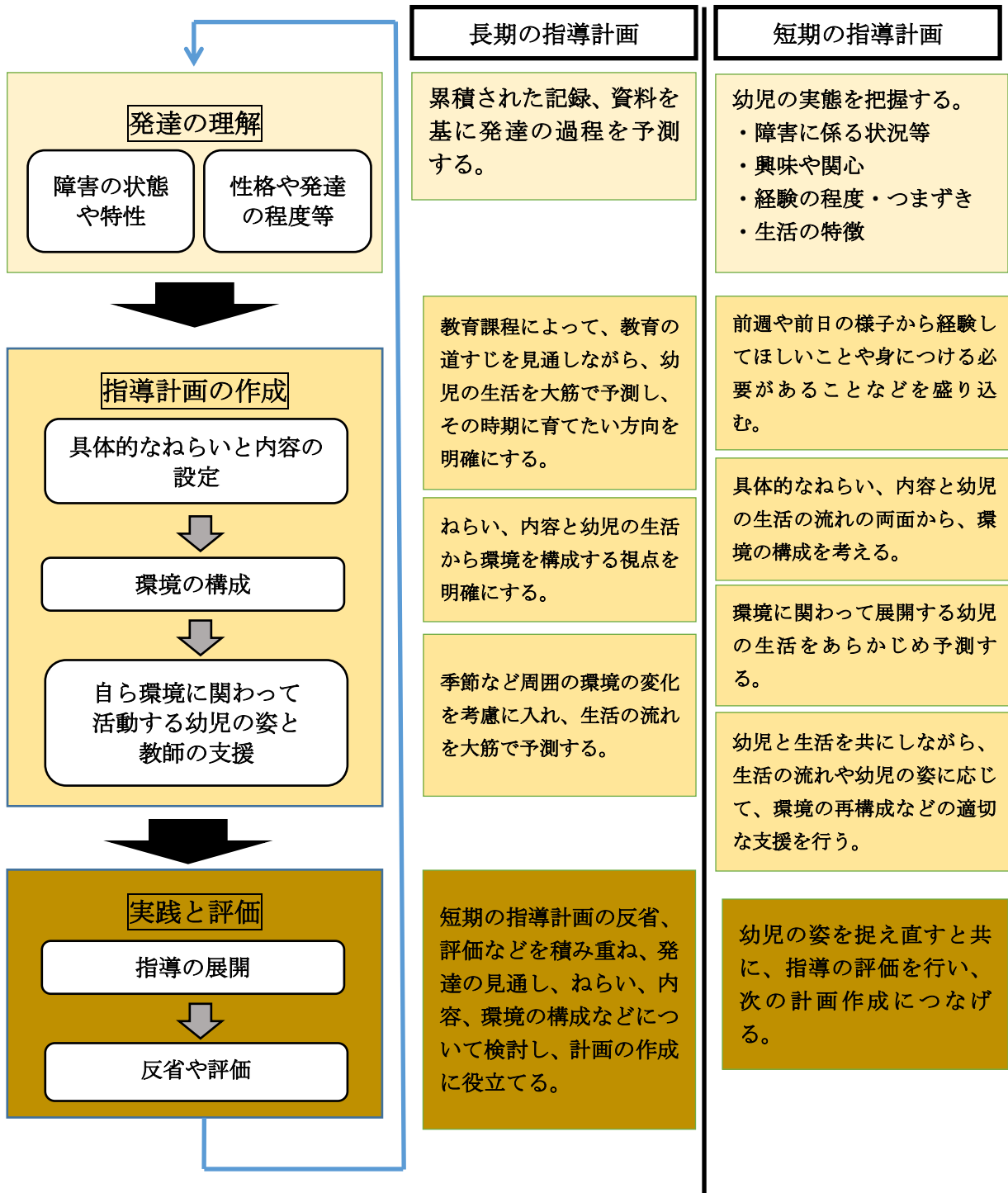


第3節 指導計画の作成及び幼児理解に基づいた評価

※参考：特別支援学校幼稚部教育要領第1章 総則 第5 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
【指導計画作成から評価、改善までの流れのイメージ】



1 指導計画の考え方

- (1) 幼児が自ら意欲をもって環境と関わることにより作り出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものとする。
- (2) 適切な指導が行われるよう、組織的・発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。
- (3) 個別の指導計画に基づいて行われた活動の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める。

2 指導計画作成上の基本的事項

(1) 具体的な指導計画の作成

指導計画は、幼児一人一人の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。

(2) 具体的なねらい及び内容

具体的なねらい及び内容は、幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して幼児の障害の状態や特性及び発達の程度や経験の程度、興味や関心などに応じて設定する。

(3) 環境の構成

環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるよう構成する。幼児が生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにする。

(4) 評価と指導計画の改善

幼児の行う具体的な活動については、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化等に即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。

3 指導計画作成上の留意事項

(1) 長期の指導計画と短期の指導計画

長期的に発達を見通した年、学期、月など長期の指導計画との関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週や日などの短期の指導計画を作成する。

(2) 体験の多様性と関連性

幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びの実現ができるようにすると共に、心動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚部における生活が充実するようにする。

(3) 言語活動の充実

幼児の実態を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図る。

(4) 見通しや振り返りの工夫

幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態などを踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫する。

(5) 行事の指導

行事の指導に当たっては、幼稚部における生活の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにする。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにする。

(6) 情報機器の活用

幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど、情報機器を活用する際には、幼稚部生活では得難い体験を補完する等、幼児の体験との関連を考慮する。

(7) 教師の役割と活動場面に応じた適切な指導

教師が理解者、共同作業員など、様々な役割を果たし、教師が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにする。

(8) 幼稚部全体の教師による協力体制

学校全体の教師による協力体制を作りながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにする。

4 幼児理解に基づいた評価の実施

(1) 評価の実施

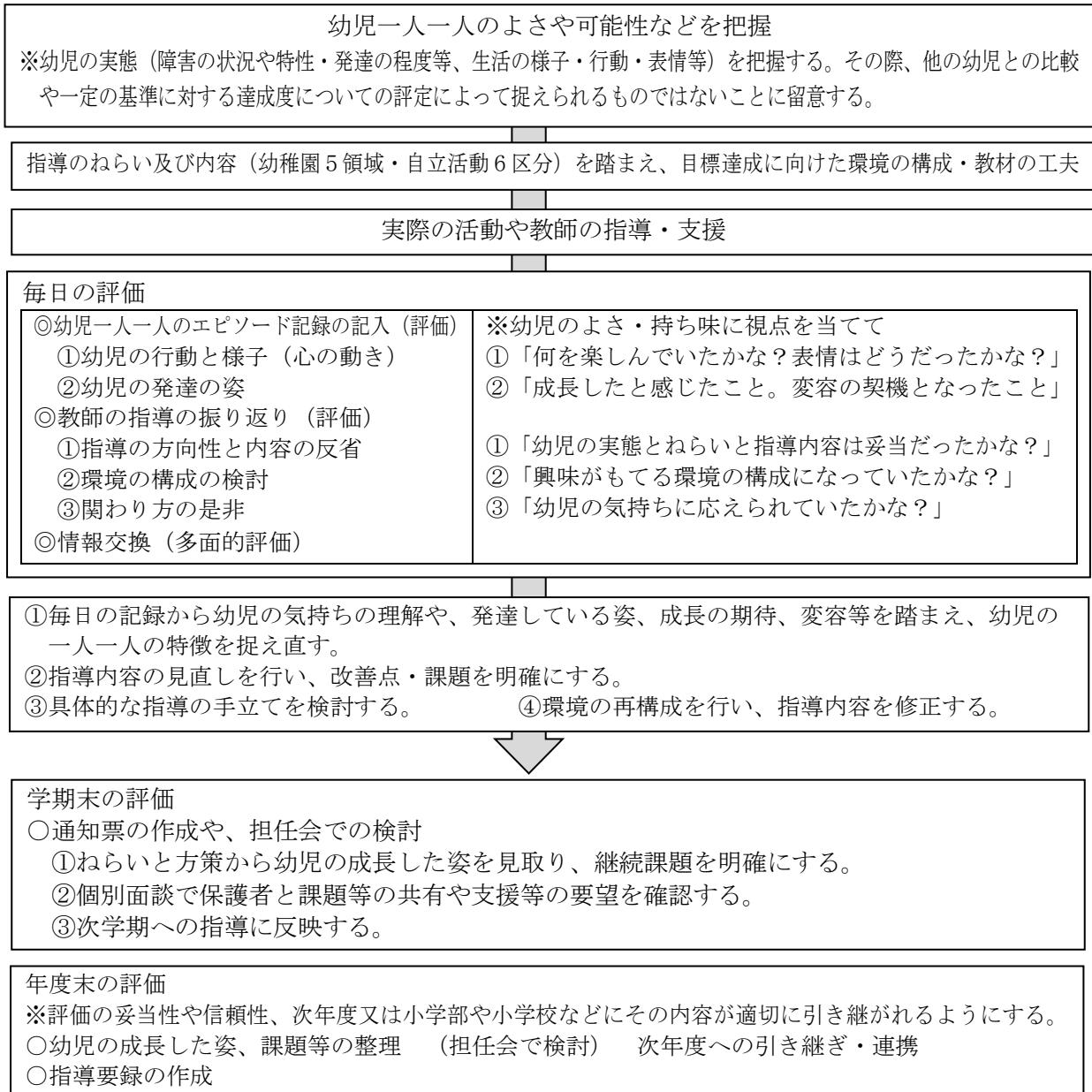
幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにする。その際、他

の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えられるものではないことに留意する。

(2) 小学部や小学校への引き継ぎ

評価の妥当性や信頼性、次年度又は小学部や小学校などにその内容が適切に引き継がれるようにする。

【幼児理解に基づいた評価の流れ】



5 特に留意する事項

※引用：特別支援学校幼稚部教育要領第1章 総則 第6 特に留意する事項

(1) 幼児の指導に当たって

障害の状態や特性及び発達の種類等に応じて具体的な指導内容の設定を工夫する。

(2) 重複障害を有する幼児の指導に当たって

専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下での指導や専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなど、全人的な発達を促すようにする。

(3) 個別の教育支援計画の作成・活用

家庭及び地域並びに医療などの業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために個別の教育支援計画（教育支援プランA）を作成し、活用する。

(4) 幼児に適切な指導を行うための留意事項

早期からの教育相談との関連を図るなど、次の事項に留意する。

ア 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握できるように配慮することで、安心して活発な活動が展開できるようにする。また、身の回りの具体的な事物・事象及び動作と言葉を結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにする。

イ 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

幼児が保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進める。また、言葉を用いて人と関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる。

ウ 日本語の習得に困難のある幼児への配慮

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるように配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

第4節 埼玉県における特別支援学校幼稚部で育みたい力

自分らしさを発揮し、友達と共に よりよく生きていく力の育成に向けて

育みたい資質・能力

知識・技能の基礎

思考力・判断力・表現力の基礎

学びに向かう力、人間性等

幼稚園教育の5領域

健康 人間関係 環境 言葉 表現

自立活動の6区分

健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成
環境の把握 身体の動き コミュニケーション

視覚障害特別支援学校

※埼玉一学園

触る手（触察・手指の操作）
聞く耳（思考・空間認知）
体づくり
（基本の動き・ボディイメージ・歩行）
弱視の幼児視覚活用（視覚補助具の活

聴覚障害特別支援学校

※大宮ろう学園、坂戸ろう学園

視る力（視覚活用）
聞く耳（聴覚活用、聞こえの管理）
言葉の力（手話、日本語、言語概念）
確かなコミュニケーション
（意欲、態度、能力）

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

健康な心と体 自立心 協同性 道徳性・規範意識の芽生え
社会生活とのつながり 思考力の芽生え 自然との関わり・生命尊重
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 言葉による伝え合い 豊かな感性と表現